

# 千葉県県立学校チャレンジ応援基金に係る寄附金事務取扱要綱

令和5年 1月19日制定

令和6年 4月 1日一部改正

令和8年 3月27日一部改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県県立学校チャレンジ応援基金条例（令和4年条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、千葉県県立学校チャレンジ応援基金に係る寄附金事務（以下「寄附金事務」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金の種類)

第2条 寄附金の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附A 「千葉県県立学校教育活動充実プラン」（以下「プラン」という。）を実施するための寄附（寄附先の県立学校は、寄附Aを募集している学校から寄附者が指定する。）
- (2) 寄附B 特定の県立学校における、教育活動の充実に資する寄附（寄附先の県立学校は、寄附者が指定する。）
- (3) 寄附C 県立学校における、教育活動の充実に資する寄附

## (プランの策定)

第3条 前条に定める寄附Aの募集にあたっては、各県立学校においてプランを策定するものとする。

- 2 プランの策定にあたっては、寄附金が県の予算措置の代替手段として活用されないことがないように十分配慮しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、プランの策定に必要な事項は別に定める。

## (プランに係る寄附金の使途)

第4条 プランに係る寄附金の使途は以下のとおりとする。

- (1) 県で設置した施設・設備（校舎、グラウンド、エレベーター等）に係る更新・修繕については対象外とする。
- (2) 県で計画的に整備している施設・設備・物品については、対象外とする。
- (3) 施設・設備・物品以外の事項については、県における予算措置の状況を踏まえ決定する。

### (寄附者等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者が行う寄附については、受けることができない。

(1) 第2条に定める寄附A及び寄附Bについては、当該県立学校に在籍する生徒又はその保護者

(2) 第2条に定める寄附A及び寄附Bについては、当該県立学校のPTA又はそれに類する  
団体

2 寄附行為が法律、法律に基づく命令、条例及び規則に反する場合は、寄附を受けることができない。

### (寄附Aの金額に不足額がある場合の取扱い)

第6条 第2条に定める寄附Aに不足する額があり、当該校に対する寄附Bがある場合は、その寄附額を寄附Aに補填することができるものとする。

2 前項の補填後になお寄附Aに不足額があるプランには、不足額を上限として寄附Cの受入総額から各プランに補填することができるものとする。

3 前2項の補填後になお不足額がある場合は、学校と協議の上、取扱いを決定するものとする。

### (寄附金の経理)

第7条 寄附金は、寄附者の意向を踏まえ、第2条に定める寄附A、寄附B、寄附Cに振り分けて受け入れる。

2 プランが策定されていない県立学校に対し、寄附Aの申込みがあった場合には、その全額を寄附Bとして受け入れるものとする。

3 寄附者は次のいずれかの方法により寄附金を県に納付するものとする。

(1) 現金書留（郵送先：千葉県教育庁企画管理部教育政策課（以下「教育政策課」という。））による納付

(2) 教育政策課が発行する納入通知書による納付

(3) 民間ポータルサイトを經由したオンラインによる納付

4 基金の運用により生ずる運用益は、寄附A、寄附B、寄附Cの年度末時点における、それぞれの残高で按分し、各々に帰属するものとする。

### (寄附金の不返還)

第8条 寄附金は、返還しないものとする。

ただし、第5条の規定により寄附を受けることができない寄附金については、この限りでない。

### (寄附者名簿)

第9条 教育政策課長は、基金に係る寄附者名簿を備え、寄附金を受け入れた都度、所定の事項を整理しておくものとする。

2 前項の名簿は様式第1号のとおりとする。

### (公表)

第10条 教育政策課長は、寄附者について、県のホームページその他適切な方法により、寄附者の了解を得て公表することができる。

2 教育政策課長は、寄附金の受入及び活用状況について、県のホームページその他適切な方法により、毎年度、公表するものとする。

### (プランの広報)

第11条 プランに関しては、県のホームページ・広報紙その他適切な方法により随時広報を行い、広く県民等の理解と協力を求めるものとする。

### (庶務)

第12条 寄附金事務に関する庶務は、教育政策課において処理する。

### (その他の事項)

第13条 その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

